

日赤茨城

Red Cross Ibaraki

2025. 夏号

備える。

広報紙「日赤茨城」 編集・発行 日本赤十字社茨城県支部 〒310-0914 茨城県水戸市小吹町2551 TEL029(241)4516

職員による救護資機材取り扱い訓練（茨城県支部）



いばらき健康経営
推進事業所



日本赤十字社は
2027年に150周年。

備える。

避難生活に備える

災害時要配慮者向け炊き出しレシピ



常磐大学健康栄養学科の学生の皆さんと連携し、災害時に特に配慮が必要な方々（高齢者、障がい者、乳幼児など）のための炊き出しレシピ10品を開発しました。レシピは令和6年4月から11月にかけて学生たちが試行錯誤を重ねて完成。湯煎のみで調理できる「トマトカレー」や「お麴じゃが」など、栄養バランスやアレルギーに配慮し、おいしさと食べやすさを追求したメニューです。

詳しいレシピ、調理動画は当支部のホームページで公開しています。

ご家庭でもお試しください。



茨城県支部HP
炊き出しレシピ
特設ページ

組織で備える

企業での防災セミナー開催



5月23日(金)、日立建機日本株式会社の入社2～3年目の若手社員48名を対象とした防災セミナーを開催しました。同社は日ごろから防災・減災活動に積極的に取り組んでおり、今回のセミナーはその一環として初めて実施されたものです。

当日は屋外にタープを設置したアウトドア形式で行われ、五月晴れのすがすがしい気候の中、参加者は開放的な雰囲気のもと、災害時の避難所運営を疑似体験するなど、楽しみながら防災への理解を深めました。

当支部では、今後も各地の町内会や自主防災組織、企業と連携して、防災・減災への知識普及に努めてまいります。



赤十字防災セミナー
のご案内
(YouTube)

赤十字は災害時に救護活動を行うだけでなく、救急法講習や防災セミナーを通じて、日ごろからできる「備え」を支えています。

自然災害を止めることはできませんが、知識とモノを備えておくことはできます。「備えあれば憂いなし。」

いざという時に慌てないために、今できることから始めましょう。

水の事故に備える

水上安全法救助員Ⅱ養成講習



7月12日(土)・13日(日)の2日間、茨城県内にて「水上安全法救助員Ⅱ養成講習」を実施しました。

水辺の事故を防止し、緊急時に必要な行動がとれるように、水上安全法の正しい知識と技術を身につけることを目的としており、参加者は実践的な訓練を通じて、より高度な水上救助スキルを身につけました。救助器材・器具の使用方法や搬送技術、複数人での連携救助など、現場を想定した内容が盛り込まれ、参加者からは「実際の場面を想定した訓練が非常に有意義だった」「水辺の安全を守る責任を改めて実感した」といった声が寄せられました。

当支部では、災害時のみならず、日常の安全を支える人材の育成にも力を入れています。



茨城県支部HP
講習会について

おうちで備える

持出品・備蓄品チェックリスト

家族構成や生活環境に合わせて必要な物を選び、優先順位を付けて準備することが大切です。チェック日を決めて、定期的に管理しましょう。

非常持ち出し品は両手が使えるリュックタイプの袋などに軽くコンパクトにまとめておき、避難の妨げにならないようにしましょう。



食料など

☐ 非常食

☐ 飲料水

貴重品

☐ 現金(小銭を含む)

※公衆電話用に10円玉、
100円玉

☐ 銀行の口座番号・生命保険
契約番号など

☐ マイナンバーカードなどの
公的証明書

☐ 車や家の予備鍵

☐ 予備の眼鏡、コンタクトレ
ンズなど

☐ 印鑑

☐ 母子健康手帳



情報収集用品

☐ 携帯電話(充電器を含む)

☐ 携帯ラジオ(予備電池を含む)

☐ 家族の写真(はぐれた時の
確認用)

☐ 緊急時の家族、親戚、知人
の連絡先

☐ 広域避難地図(ポケット地
図でも可)

☐ 筆記用具

便利品など

☐ 防災ずきん か ヘルメット

☐ 懐中電灯(予備電池を含む)

☐ 笛やブザー(音を出して居
場所を知らせるもの)

☐ 万能ナイフ

☐ 使い捨てカイロ

☐ マスク

☐ ビニール袋

☐ アルミ製保温シート

☐ 毛布

☐ スリッパ

☐ 軍手 か 皮手袋

☐ マッチ か ライター

☐ 給水袋

☐ 雨具(レインコート、長靴
など)

☐ レジャーシート

☐ 簡易トイレ

清潔・衛生のためのもの

☐ 救急セット

☐ 常備薬・持病薬

☐ タオル

☐ トイレットペーパー

☐ 着替え(下着を含む)

☐ ウェットティッシュ

☐ 紙おむつ(幼児用・高齢者用
など)

☐ 生理用品

☐ 粉ミルク・哺乳瓶(赤ちゃんに
必要なもの)

☐ その他自分の生活に欠かせ
ないもの



ご自身の環境に合わせて、必要なものを準備してください。

\企業・団体のみなさまへ/ いばらき赤十字法人サポーター制度のご案内

日本赤十字社茨城県支部では、当支部の事業活動を積極的に支援する企業・団体のみなさまとのパートナーシップの確立などを目的に「いばらき赤十字法人サポーター」制度を設けています。

制度概要



一定額以上当支部に活動資金のご協力を頂いた企業・団体様を
当支部広報媒体でご紹介します



資格証を発行します
社会貢献を内外にPRする上で
ご活用ください

登録費用・会費

毎年1回以上、サポーター基準以上の活動資金のご協力があれば、その他費用は掛かりません

登録方法

活動資金のご協力および申込書のご提出をお願いしております
詳しくは当支部ホームページ内、本制度ご案内ページをご覧ください
(問い合わせ) 日赤茨城県支部組織振興課 TEL: 029-284-1380

ご案内ページ



令和7年度いばらき赤十字法人サポーター

わたしたちは日本赤十字社茨城県支部の活動を継続的に支援しています。

株式会社秋山工務店

有限会社吉葉商店

株式会社弓削コンクリート工業所

株式会社ほけんサポートつくば

株式会社ケーズホールディングス

海老根建設株式会社

ハタヤ商事株式会社

金沢産業株式会社

茨城県学校生活協同組合

株式会社新みらい

湖南電設株式会社

株式会社茨城県社会福祉事業協力会

三勇建設株式会社

一般社団法人茨城県建設業協会

株式会社市原工業

株式会社瀧工務店

株式会社吉田組

公益財団法人茨城新聞文化福祉事業団

株式会社霞工業

株式会社タイショー

高塚建設工業株式会社

株式会社コスモニックツワン

株式会社ササモト

株式会社イズム

エム・ケイ・アール株式会社

株式会社常陽銀行

吉藤運送株式会社

有限会社サンタムール

茨城県信用組合

株式会社伊藤鐵工所

芙蓉リビング株式会社

日立電設工事株式会社

令和7年7月31日現在（登録順・敬称略）

サポーター企業一覧は、ご案内ページに掲載しています

「日赤茨城」読者アンケート



◀こちらの二次元コードから専用フォームでご回答ください！
抽選で30名様に赤十字グッズ詰め合わせをプレゼント！▶
受付期間：令和7年10月10日(金)23:59まで

※個人情報は厳重に管理し、プレゼントの送付先情報に使用するほか、
日本赤十字社茨城県支部からの各種ご案内、活動資金募集などに使用します。



商品写真は一例です。
内容・提供点数は異なる場合があります

みなさまのご寄付が赤十字を支えています

活動資金の主な用途（一例）

救護班の活動



救急法等の資材整備



青少年赤十字活動の推進



県内全44市町村への緊急セットなどの配備



日本赤十字社茨城県支部の各種事業は、みなさまから寄せられた「赤十字活動資金」で運営しております
ご支援に心より感謝申し上げます

赤十字活動資金のご協力方法



郵便局から

下の払込取扱票をお使いください



- ①寄付額 ②ご住所
③お名前 ④お電話番号
をご記入のうえ
窓口でお手続きください

市役所・町村役場

各市町村の赤十字担当窓口で受け付けています

遺贈・相続財産寄付

故人様の尊いご意思に応えるため、遺言によるご寄付（遺贈）
や相続された財産によるご寄付を承っております
日本赤十字社茨城県支部にご相談ください



クレジットカード



専用サイトから
<https://donate.jrc.or.jp/>

活動資金のご寄付には表彰制度、税制上の優遇措置があります
詳しくは日本赤十字社茨城県支部にお問い合わせください

赤十字活動資金は義援金・救援金とは異なります

国内義援金は被災都道府県に設置された配分委員会を通じて、寄付の全額
が被災者に分配されます。

海外救援金は、現地赤十字・赤新月組織が行う救援活動等に使用されます。

なお、義援金・救援金の募集や管理にかかる経費は、赤十字活動資金から
支出しています。

日本赤十字社
茨城県支部
活動資金専用
払込取扱票

赤十字へのご寄付は任意です。
この広報紙をはじめ、赤十字からの各種ご案内は、
ご寄付を強制するものではありません。

99 東京		払 込 取 扱 票									
口座記号番号		金額									
001000		789872									
日本赤十字社茨城県支部		金額									
おとこ		備考									
おなまえ		免									
お電話番号		地区区分扱い会員 日赤茨城2025.夏号									
日赤発行の受領証が必要な方は ☒ をお願いします。 ☐ 必要 今回のご寄付は日赤茨城県支部の活動資金として、災害救護をはじめとした茨城県内の赤十字 事業に活用させていただきます。		日附印									
裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第53203号） これより下部には何も記入しないでください。											

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号		金額									
001000		789872									
日本赤十字社茨城県支部		金額									
おとこ		備考									
おなまえ		免									
日赤発行の受領証が必要な方は ☒ をお願いします。 ☐ 必要 今回のご寄付は日赤茨城県支部の活動資金として、災害救護をはじめとした茨城県内の赤十字 事業に活用させていただきます。		日附印									
裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第53203号） これより下部には何も記入しないでください。											

この受領証は、大切に保管してください。

第139回 茨城県支部評議員会開催



令和7年6月19日(木)、当支部において、寺門一義支部長出席のもと、評議員会を開催しました。

寺門支部長は冒頭のあいさつで、「不安定な社会情勢の中であるが、今年度も引き続き赤十字の使命を果たせるよう支部および各施設が一体となって努めていく」とし、評議員に対し、赤十字事業への協力を呼びかけました。

本会では各施設における令和6年度の事業報告及び収支決算報告について審議し、全議案とも原案どおり承認されました。

令和6年度 茨城県支部 決算報告

資産収入及び雑収入
10,513,145円
(2.1%)

前年度繰越金
96,084,640円
(19.5%)

繰入金収入
15,143,597円
(3.1%)

委託金及び
交付金収入
13,781,573円
(2.8%)

歳入
493,294,836円

活動資金収入
357,771,881円 (72.5%)

活動の運営管理のため
(国内の災害に対する対応を含む)
85,742,587円 (20.3%)

広報活動のため
26,772,121円
(6.3%)

活動資金募集のため
34,312,192円 (8.1%)

いのちと健康を守る
活動のため
208,713,814円
(49.5%)

いのちと健康を守る活動の内訳

- 災害救護活動と救護体制の強化等
- 全国的な赤十字活動(海外の紛争・災害への対応を含む)
- 市町村の赤十字活動(地域ボランティアの活動など)
- 健康・安全のための知識と技術の普及
- 青少年赤十字・ボランティアの養成
- 国際支援活動

歳出
422,112,931円

災害救護関連施設等の維持管理のため
66,572,217円 (15.8%)

翌年度繰越額 71,181,905円

(当支部は、多発する災害に迅速に対応するため、活動資金を繰り越しています。)

※水戸・古河赤十字病院、茨城県赤十字血液センター、日本赤十字社茨城県支部乳児院については、施設ごとの特別会計のため、上記決算には含まれておりません。



▲活動資金の
使いみちを
動画で紹介!

資金の有効活用のため、この受領証をもって日本赤十字社の受領証に
かえさせていただきます。
なお、本受領証は寄附金控除の
申告にご使用いただけます。

払込みいただいた金額は個人については、所得税法第78条第2項第3号の規定に基づく寄付金に該当し、法人については、法人税法第37条第4項に基づく寄付金に該当します。

〒310-0914 日本赤十字社
茨城県支部 組織振興課
電話 029-284-1380(組織振興課直通)

(ご注意)
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ATMではご利用いただけません。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・この用紙による、払込料金は無料となります。
・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。

赤十字へのご寄付は任意です。
この広報紙をはじめ、赤十字からの各種ご案内は、
ご寄付を強制するものではありません。

支える人も支える募金

地域の子どもの
居場所も
支える人



地域の
防災対策も
支える人



誰もが
参加できる
場づくりも
支える人



日々の生活に
困っている方も
支える人



いきいきと暮らし
続けられる地域も
支える人



あなたの町の困りごとの解決のために、奮闘している人たちがいます。
誰かのために真剣に向き合っている人たちがいます。
集まった募金は、そんな彼らの活動をはじめとした、
地域をより良くする取り組みに使われています。

スマホからも、
募金できます♪



赤い羽根共同募金



社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内 TEL029-241-1037 FAX029-244-1993

赤い羽根 いばらき 検索

町内会・自治会を通じたご協力のほか、銀行やインターネットでも募金ができます。詳しくは、QRコードから茨城県共同募金会のホームページをご覧ください。





赤い羽根共同募金運動

あなたの思いやりが、地域で暮らす誰かの力になります。
共同募金は、支え合うまちづくりを応援しています。



お食事と一緒に「つながり」もお届け
高齢者の孤立を防ぐ見守り配食サービス



子どもたちがニコニコ笑顔で過ごせる
ほがほがハートフルな街づくり！



みんなで築く福祉教育の輪！
福祉を学ぶ子どもたちを支援します



日々の暮らしや社会との
関わりを支える仕組み

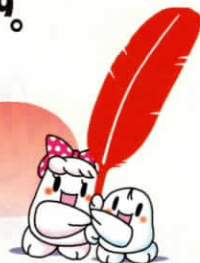


ずっと元気に！いきいきと！
暮らし続けられる健康な地域づくり



災害時の助け合いや日頃の防災活動を支援。
困ったときに助け合えるあたたかい地域に

令和7年度茨城県目標額 5億1,128万4,000円



赤い羽根共同募金運動は、みんなで助け合い支え合う地域づくりを応援しています。

共同募金は、子どもの貧困をなくす取り組みや、地域の防犯・防災の啓発活動など、社会課題や地域課題を解決する取り組みのほか、大規模災害が発生した際の被災地支援にも役立てられます。

県内各地の自治会・町内会、民生委員・児童委員、企業や学校関係などの皆さまにより、たくさんのやさしさに溢れた募金運動が展開されています。

多くの皆さまに共同募金運動へのご協力をいただいております！



※写真は2024-25シーズン



共同募金が地域の福祉課題や生活課題の解決に向けた地域福祉活動の民間財源として、よりいっそう活用されるよう、共同募金運動を推進してまいります。皆様のご協力をお願いいたします。



★赤い羽根共同募金運動 10/1～12/31
★歳末たすけあい運動 12/1～12/31

★NHK歳末たすけあい運動 12/1～12/25
★テーマ型募金運動 1/1～3/31

赤い羽根 IBARAKI

赤い羽根共同募金にご協力いただく 募金ボランティアの皆さまへ

共同募金運動の募金のボランティアとしてご協力いただき、誠にありがとうございます。

この手引きには、共同募金の歴史やしぐみ、使いみちなど共同募金に関する基本的な事項を記載しております。募金ボランティアの皆様が共同募金運動にご協力いただく際の参考資料としてご活用ください。



共同募金について説明していただく際の留意点

募金の目安額について

募金と呼び掛ける際、寄付者の便宜を図るためおおよその目安を示すことは差し支えありませんが、強制的であるとの誤解が生じないように十分注意してください。

地域で募金の目安額が提示されている場合でも、募金はあくまでも任意のもので、決して強制ではありませんので、説明の際にはご配慮ください。

自治会等による協力について

募金を集める方法については各自治会のご判断となります。なお、会費とあわせて一括して募金を集める場合は、自治会等の総会の場などで、共同募金の趣旨や寄付額等について十分にご理解を得たうえで、自治会総意のもとご協力いただくようご配慮ください。

共同募金は、地域の福祉活動を応援する募金です。

つながり支え合う地域づくりのために

共同募金は、高齢や子育て、障がい、貧困、ひきこもりなど、地域におけるさまざまな福祉課題や生活課題を解決しようとする民間の福祉活動を支援しています。

近年では、特に、新型コロナウイルスの影響や物価高騰により日常生活に困難を抱える人たちが、社会的孤立の状態にある人たちを支援するための活動に対し、重点的に助成しています。



災害時の支援活動のために

近年、地震や豪雨災害など自然災害が多発しています。共同募金会では、国内で発生する大規模災害に備えて積み立てを行い、災害が発生した際にはこれを取崩して、県内外に関わらず被災者を支援するための災害ボランティア活動に使われます。

また、大規模災害時に災害義援金を募集し、被災した地域の市町村を通じて、全額を被災者個人へ届けています。



一人ひとりの寄付が大きな力となって、地域の福祉活動を支えています。

赤い羽根共同募金 AKAIHANE IBARAKI



赤い羽根共同募金は、様々な生活課題や社会課題を解決する福祉活動への助成を通じて、SDGsの目指す社会の実現に向けた取り組みを進めています。

赤い羽根共同募金のしくみ

共同募金運動の歴史

茨城県の
募金運動は、
今年 78 回目になるんだよ。



共同募金運動は、第二次世界大戦後の 1947 年（昭和 22 年）に、敗戦による社会的・経済的混乱の中、戦争で家族をなくした子どもたちや戦争の打撃を受けた福祉施設などを支えるために、「国民たすけあい運動」として取り組みが始まりました（茨城県のスタートは昭和 23 年）。施設の大半が致命的な損害を受ける中、共同募金は施設整備などの復旧に大きな役割を果たしました。

その後、1951 年（昭和 26 年）に社会福祉事業法（現在の社会福祉法）が制定され、「共同募金」が法律に基づく事業となりました。

現在は、さまざまな地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する「じぶんの町を良くするしくみ」として、多様な地域福祉活動を支援する募金となっています。

共同募金の使いみち

皆さまから寄せられた募金の約 7 割は、皆さまがお住いの市町村の社会福祉協議会や NPO 法人、ボランティア団体、町内会などが行う高齢者、障がい者、子どもたちなどを支援する活動のために使われています。

残りの約 3 割は、県全体の福祉課題を解決するための活動のほか、募金の一部が「災害等準備金」として積み立てられ、災害時にいち早く使えるお金として、被災地を支えています。

大きな災害が
起こった時にも
共同募金が
役立って
います。



共同募金の実施主体と組織について

共同募金活動は、すべての都道府県で行われるもので、その実施主体は各都道府県に設置された社会福祉法人共同募金会です。また、各都道府県共同募金会の内部組織として、各市町村に共同募金委員会が置かれています。共同募金会では、募金の実施や寄付金の管理をはじめ、助成に関すること、災害時の対応、広報等の活動を行っています。なお、47 都道府県共同募金会の連絡調整のための機関として、中央共同募金会が組織されています。

共同募金ボランティア

共同募金委員会（各市町村に設置）

・地域における共同募金の実施など

茨城県共同募金会

・県内における共同募金の実施
・目標額、助成計画の策定、公表など

中央共同募金会

・都道府県共同募金会の連絡調整など

共同募金運動は、各市町村に置かれた共同募金委員会のもとで自治会、町内会、民生委員児童委員、女性団体、企業や学校関係者など、募金ボランティアの皆さまのご協力により、支えられています。

募金運動の期間（10月～3月）

共同募金は、社会福祉法（第 112 条）で定められた募金運動で、厚生労働大臣の告示によって、毎年決められた期間（10 月 1 日から 3 月 31 日まで）全国一斉に実施されます。

- 一般募金（赤い羽根募金）運動 10/1～12/31
- NHK 歳末たすけあい運動 12/1～12/25
- 歳末たすけあい募金運動 12/1～12/31
- テーマ型募金運動 1/1～3/31

さまざまな方法で募金は集められています

- 各家庭を訪問して…戸別募金
- 駅前や店頭などで…街頭募金
- 企業を訪問して…法人募金
- 学校で…学校募金
- 職場で…職域募金
- 行事に参加して…イベント募金

※このほか、寄付付き商品の販売（特定商品の売上の一部や企業の利益の一部を寄付する方法）や、寄付付き自動販売機の設置（自動販売機の売上の一部を寄付する方法）などがあります。また、携帯やパソコンからインターネット募金ができます。

皆さま一人ひとりの
おかげで、
募金運動が成り立っ
ているんだね。



募金の流れ

集められた
募金



茨城県
共同募金会

募金の
取りまとめ

募金による
助成

地域の課題解決
に取り組む団体

☆社会福祉団体
☆社会福祉施設
☆ボランティアグループ
☆NPO 法人など

事業の
実施

地域で集めた募金は、集めた地域の福祉活動に役立てられています

- ☆子ども食堂の運営や子育てサークル活動
- ☆ひとり暮らし高齢者の見守り訪問活動
- ☆障がい者の就労支援や交流活動
- ☆災害に備えた防災用品の整備 など





令和7年度 茨城県の募金目標額

5億1,128万4,000円

【目標額の内訳】

募金の種類	目標額(円)
一般募金（赤い羽根募金）	358,242,000
歳末たすけあい募金	143,454,000
NHK歳末たすけあい	6,588,000
テーマ型募金	3,000,000
合 計	511,284,000

【助成計画（使いみち）】

区 分	主な事業内容	助成予定額(円)
高齢者支援のために	ひとり暮らし高齢者の引きこもりをなくすための見守り・訪問活動など	129,543,860
障がい者支援のために	障がい者の日常生活の援助や社会参加・就労を支援する活動など	37,393,480
子どもたちの支援のために	育児相談の実施や子育てサロンの設置、遊具や広場の整備など	56,055,200
生活課題の解決やまちづくりのために	子どもの貧困をなくす取り組みや災害・防犯の啓発活動など	214,983,460
災害時の支援活動のための積立金に	地震や豪雨などによる大規模災害に備えた災害等準備金の積立	15,248,000
募金活動の経費や管理費に	共同募金運動の活動費（広報費や事務費など）	58,060,000
合 計		511,284,000



共同募金は、事前に地域で必要とされている活動の資金ニーズを集約して、目標額を定めて募金を行うしくみなんだよ。そのため、地域の活動に必要な使いみちの額を、事前に決めてから寄付を募っているんだよ。これを計画募金っていうんだ。



共同募金の助成事例



地域で子どもを育む場をつくる活動

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会

子どもたちが健やかに育つきっかけづくりとして、町内に住む小学生以下のお子さんとそのご家族を対象に、親子で楽しめる交流の場を設けました。「サンタさんとの写真撮影」や「ポニーの乗馬体験」などを通し、親子や保護者同士のつながりを深めました。



高齢者福祉と健康増進を支援する活動

常陸大宮市高齢者クラブ連合会

高齢者の福祉と健康づくりを目的に、毎年春と秋にスポーツ大会を開催しています。のべ1,000名ほどの参加があり、体を動かすことを通して健康の維持・増進に取り組んでいます。

募金目標額のしくみ

—助成を受けたい—
地域の団体や施設など
資金ニーズ



- ☆子育てで孤立しがちな親子の居場所をつくりたい
- ☆免許返納で通院や買い物に行けない高齢者を支援したい
- ☆生活が困窮している家庭を支援したい
- ☆障がい者の送迎のために施設の福祉車輛を整備したい

共同募金の使いみち

共同募金は、地域の助け合いにより、既存の制度やサービスでは対応できないさまざまな課題を解決する活動に使われます。令和6年度は、県内で200を超える社会福祉施設・団体等へ助成し、支援を必要とする子どもたち、高齢者、障がいのある方や生活課題を抱える方々への多様な取り組みを支援することができました。

「はねっと」



中央共同募金会が開設している赤い羽根データベース「はねっと」では、共同募金の使いみちを、市町村ごとに一つひとつ紹介しています。使いみちの詳細は、左記のQRコードから「はねっと」をご覧ください。

共同募金は、なぜ、目標額があるのですか？

共同募金は、寄付金が集まってから使いみちを決める募金ではありません。募金運動を行う前に、県内の民間福祉団体や施設等から助成要望を受付け、この助成要望額に対してどのくらいの募金が集まれば支援できるかという助成計画を立てます。この助成計画を基に算出したのが、目標額や目安額となります。

目標額はいいかえれば、最小限、これだけは必要だという計算から割り出した金額になりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

善意の寄付なのに、なぜ目安額があるのですか？

共同募金会では、計画どおり助成ができるよう、募金の目安を示している市町村もありますが、もちろん強制するものでも割り当てるものでもありません。寄付者から「どれだけ協力したらいいですか」と聞かれた場合に分かりやすく示すための、あくまでも目安にすぎません。皆さんが納得して、妥当と考える金額をご協力いただくことをお願いしています。

共同募金の活動経費はどのようになっているのですか？

共同募金運動を進めるための経費は、募金箱、ポスターやチラシ、パンフレットなどの広報資材、説明会などの開催費、寄付金の集計や管理、組織の運営などに充てられ、募金額のおおよそ1割程度に収めるよう努めております。これらの経費と災害等準備金（大規模災害に備えた積み立て）を除いては全て地域の福祉活動や福祉団体等への助成金として活用されています。

共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があるのですか？

都道府県の共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、「寄附に対する優遇措置の対象団体」となっています。また、茨城県共同募金会は、所得税の税額控除対象法人としての証明を受けています。そのため、共同募金会への寄付は、法人・個人ともに税制上の優遇措置の対象となります。共同募金会へ寄付を行った場合、個人の方は、所得税の控除（「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択）及び個人住民税の「税額控除」を受けることができます。また、法人が寄付した場合は、「全額損金算入」することができます。この優遇措置を受けるためには、税務署への申告時に共同募金会発行の領収書が必要になります。

この優遇措置を受けるためには、個人・法人ともに本会発行の領収書が必要になります。

ご不明な点については、茨城県共同募金会またはお住いの市町村の共同募金委員会へお問合せください。

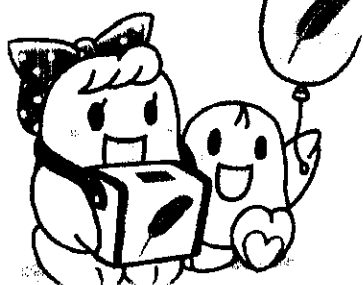
※共同募金委員会は、各市町村社会福祉協議会に設置されています。各市町村共同募金委員会のお問合せ先はこちら ▶



社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内
TEL029-241-1037 E-mail:iba-cc@atlas.plala.or.jp





募金の使い道は…？
募金する意味って…？

赤い羽根共同募金

募金運動期間：10月1日～10月31日

- 生活困窮者助成事業（エアコン購入助成）
- 福祉団体・ボランティア団体への助成金
- いこいの場事業
- 市内保育園等卒園祝品贈呈事業
- 社協情報誌、ホームページの運営など。



歳末たすけあい募金

募金運動期間：12月1日～12月31日

- 福祉団体・ボランティア団体が、年末年始に地域の方に向けて行うイベントへの助成金
- いこいの場事業
- 一人暮らし高齢者安否確認事業（70歳以上の一人暮らし高齢者世帯へ民生員さんのご協力により安否確認を兼ねて品物をお渡ししました）
- 要援護世帯援護金配分事業（住民税が非課税でひとり親家庭、重度障がい者・重度障がい者を介護する世帯、要介護4以上の方・要介護4以上の方を介護する世帯へ援護金をお配りしました。）
- 社協情報誌発行など。

皆さまからの募金によって、地域活動や人々の生活が支えられています。

歳末
たすけあい



浜田集落センターで健診が 受けられます！！

お住まいの近くの施設「浜田集落センター」で健診が受けられます。

この機会に健診を受けてみませんか？ ※今年度は、午前中のみ実施します。

健診の予約方法は、①集団健診予約コールセンター（050-3605-8652）に電話する。

②WEBで予約する。（取手市健診予約サイトにアクセスしてください。）

●健診日：令和7年11月10日（月）受付時間9：00～11：20

※30分刻みで定員を設けています。

●健診予約期間：10月10日（金）から10月24日（金）

平日 9：00から17：00

電話番号 050-3605-8652（有料）

※健診はWEB（インターネット）でも予約ができます。

「取手市 健診予約案内ホームページ」で検索してみてください。

●必要なもの ・受診券・健診質問票（青い封筒で6月上旬に郵送済み）

※受診券がない場合は、国保年金課までご連絡ください。

・予約票（予約したら健診日3日前ほどに届きます）

・採尿キット（健診受診者のみ予約票に同封）

・自己負担金（健康診断は500円で受けられます。がん検診と一緒に受ける場合は、予約票にお示しします）



取手市健康づくりキャラクター
「とりかめくん」

健康づくりの第1歩は
健診で自分の身体を知ることから

【お問い合わせ先】

取手市役所国保年金課 健診担当

電話 0297-74-2141 内線 1379